

# 山口県報

平成28年  
6月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 (長寿社会課) ..... 三
- 解除予定保安林 (上関町) (森林整備課) ..... 三
- 道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 三
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) ..... 三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 五
- 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) ..... 五
- 県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 五
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 五
- 教委告示  
博物館に係る登録事項の変更登録 ..... 六
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数 ..... 六
- 公職選挙法施行規程の一部改正 ..... 六
- 公安委告示  
技能検定員審査の実施 ..... 七
- 教習指導員審査の実施 ..... 八

### 山口県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年六月十七日から同年七月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学S K Cポリウレタン株式会社

住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 三井化学S K Cポリウレタン株式会社徳山工場

所在地 周南市徳山港町三番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔りの使用 間 隔 時 間 変 動 の 概 要
四六一口	二〇	平成二八、 七、九	平成二八、 七、二五	平成二八、 八、一	断 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「四六一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する過施設をいう。



医療名称 所 在 地 廃止年月日  
 江間皮膚科医院 防府市平和町一番三〇 平成二八、四、三〇  
 ニック調剤薬局新南陽店 周南市政所二丁目一四番七号

**山口県告示第百九十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

医療名称 所 在 地 指定年月日  
 わかまつ皮膚科クリニック 萩市大字土原五四五の二 平成二八、五、一  
 医療法人えま皮膚科 防府市平和町一番三〇  
 やまもとハートクリニック 岩国市牛野谷町二丁目二五番一五 六、  
 松田医院耳鼻咽喉科 柳井市柳井古市三七一五の一  
 アイプラス薬局平井店 山口市平井二九八の六 五、  
 ニック調剤薬局新南陽店 周南市政所二丁目一四番七号

**山口県告示第百九十七号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

医療名称 所 在 地 指定年月日  
 オリーブ薬局平生店 熊毛郡平生町大字平生町五六九の 平成二八、五、一

**山口県告示第百九十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 熊毛郡上関町大字室津字瀬戸山一〇一九三の八（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
 風害の防備
  - 三 解除の理由  
 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第百九十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市生野屋西四丁目一五〇の一	四・〇	三三・〇	平成二八、五、三〇



(二四九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十八年六月十七日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

株式会社丸久

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社アーバンフェローシツブ	広島市中区富士見町八番七号	広島市中区胡町四番二四号

四 届出年月日

平成二十八年六月三日

五 変更年月日

平成二十六年九月八日

(二五〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年六月十七日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

株式会社丸久

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	岡野食品産業株式会社		

四 届出年月日

平成二十八年六月三日

五 変更年月日

平成二十八年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリムールあおい

所在地 山口市葵二丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 工又・ティ・ティ都市開発株式会社 代表者の氏名 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社アーバンフェローシツブ	広島市中区富士見町八番七号	広島市中区胡町四番二四号

四 届出年月日

平成二十八年六月三日

五 変更年月日

平成二十六年九月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリムールあおい

所在地 山口市葵二丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名

工又・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫  
発株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社竜王	—

四 届出年月日

平成二十八年六月三日

五 変更年月日

平成二十八年五月三十一日

(二五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月二日山口県公告(三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月十七日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)アルク玖珂店

所在地 岩国市玖珂町一〇一四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五二) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十八年六月十七日

一 事業の名称

県営福江地区ため池等整備事業

二 工事了の時期

平成二十八年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

(二五三) 県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営下関南部地区農村振興総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年六月二十日から同年七月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二五四) 開発行為に関する工事了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事了の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年六月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市望町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目一四番四号

大和情報サービス株式会社



平成二十八年六月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

第十一条第一項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。  
 第五十四条各号列記以外の部分中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四号中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。  
 第五十八条第一項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改める。  
 別記第四号様式の三中「ㄥ」を「ㄷ」に改める。  
 別記第五号様式中「はつて」を「貼つて」に、「こわしたり」を「壊したり」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年六月十七日から施行する。  
 (施行期日)
- 2 改正後の公職選挙法施行規程第五十四条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。



山口県公安委員会告示第二十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
 技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所

一	日時	平成二十八年七月二十八日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
二	場所	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
三	審査申請書の受付期間及び時間	平成二十八年六月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
四	審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
五	提出書類	(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。） (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
六	運転免許証の提示	審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することが出来る運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
七	審査手数料	一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十七日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月二十七日(水曜日)及び同月二十八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年六月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



- 一 審査の種類  
 教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所  
 (一) 日時 平成二十八年七月二十八日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで  
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成二十八年六月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面  
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)  
 六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
 九千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千円

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

- 八 その他  
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成二十八年六月十七日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁